

令和３年度 大淀川水系流域治水協議会

日時：令和４年３月２４日（木）１４：３０～１５：００

オンライン会議

＜議事次第＞

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - （１）規約改正
 - （２）流域治水プロジェクトのフォローアップ
4. 閉会

【配付資料】

- ・ 議事次第（本資料）
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料－１（規約改正）
- ・ 資料－２（流域治水プロジェクトについて）
- ・ 参考資料－①（グリーンインフラについて）
- ・ 参考資料－②（流域治水の具体的な取組について）

令和3年度 大淀川水系流域治水協議会 出席者名簿

機関名		所属等	氏 名	代理出席者所属等	備考
国土交通省	宮崎河川国道事務所	所長	金納 聡志	-	
気象庁	宮崎地方気象台	台帳	宮田 浩		
財務省	九州財務局 宮崎財務事務所	所長	鈴木 準一		
農林水産省	九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	所長	【代理】前野 芳和	企画課長	農業水利総合対策官 久保田 明
林野庁	九州森林管理局 宮崎森林管理署	署長	【代理】渡邊 健一郎	次長	
宮崎県	総務部 危機管理局	危機管理局長兼危機管理課長	【代理】杉本 達哉	危機管理課 課長補佐	
	県土整備部	河川課長	小牧 利一		
		砂防課長	行田 明生		
		都市計画課長	梅下 利幸		
	宮崎土木事務所	所長	小倉 弘康		
	都城土木事務所	所長	平部 隆典		
	小林土木事務所	所長	有馬 誠		
	高岡土木事務所	所長	永友 教治		
	中部農林振興局	局長	浜田 真郎		
	北諸県農林振興局	局長	【代理】岩切 哲朗		
	西諸県農林振興局	局長	【代理】宮下 茂光	西諸県農林振興局 林務課長	
鹿児島県	総務部危機管理防災局	災害対策課長	堂園 和吉		
	土木部	河川課長	瀬戸口 淳一		
	大隅地域振興局建設部	建設部長	徳留 忠昭		
熊本県	土木部	河川課長	【代理】堤 康博	河川課長補佐	
	球磨地域振興局 土木部	土木部長	奥山 和弘		工務第一課 主幹 西岡 和紀 維持管理調整課 主幹 興招 博宣
宮崎市		市長	【代理】佐藤 光夫	防災対策調整監 兼危機管理課長	
都城市		市長	【代理】児玉 宏紀	副市長	危機管理課長 永盛 謙治 危機管理課 主任主事 脇田 丈士
小林市		市長	【代理】南正覚 宏志	危機管理課 課長	
曾於市		市長	【代理】東 拓弥	総務課 主事	
三股町		町長	木佐貫 辰生		
高原町		町長	高妻 経信		
国富町		町長	中別府 尚文		
綾町		町長	【代理】佐藤道彦	建設課 主幹	
多良木町		町長	【代理】塚本 健	副町長	
森林研究・整備機構	森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	所長	吉江 和紀		
○アドバイザー		宮崎大学名誉教授	杉尾 哲		

○事務局 宮崎河川国道事務所 調査第一課

○事務局 宮崎県 河川課、鹿児島県 河川課、熊本県 河川課

大淀川水系流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第 1 条 「大淀川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、宮崎河川国道事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会は規約の変更、その他重要な事項を決定する。
- 5 協議会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、宮崎河川国道事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第 2 項による者のほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （１）大淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

- (2) ~~河川に関する対策氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、流域に関する対策、被害対象を減少させるための対策、避難・水防等に関する対策被害の軽減、早期復旧・復興のための対策~~を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という）の事務を処理するため、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県県土整備部河川課、鹿児島県県土整備部河川課、~~熊本県土木部河川課~~に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月28日から施行する。

~~本規約は、令和3年3月18日改正から施行する。~~

~~本規約は、令和4年3月24日から施行する。~~

別表－１

大淀川水系流域治水協議会 委員名簿

機 関 名		役 職 等
国土交通省	九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	所長
気象庁	宮崎地方気象台	台長
財務省	九州財務局 宮崎財務事務所	所長
農林水産省	九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	所長
林野庁	九州森林管理局 宮崎森林管理署	署長
宮崎県	総務部	危機管理局长 兼危機管理課長
	県土整備部	河川課長
		砂防課長
		都市計画課長
		都市計画課 美しい宮崎づくり推進室長
	宮崎土木事務所	所長
	都城土木事務所	所長
	小林土木事務所	所長
	高岡土木事務所	所長
	中部農林振興局	局長
	北諸県農林振興局	局長
	西諸県農林振興局	局長
鹿児島県	危機管理防災局	災害対策課長
	土木部	河川課長
	大隅地域振興局	建設部長
熊本県	土木部	河川課長
	球磨地域振興局	土木部長
宮崎市		市長
都城市		市長
小林市		市長
曾於市		市長
三股町		町長
高原町		町長
国富町		町長
綾町		町長
多良木町		町長
森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所		所長
アドバイザー		宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局

宮崎河川国道事務所
宮崎県
鹿児島県
熊本県

調査第一課
県土整備部 河川課
土木部 河川課
土木部 河川課

大淀川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名		役 職
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所		副所長
		工務第一課長
		工務第二課長
		河川管理課長
		調査第一課長
		海岸課長
		都城出張所長
		宮崎出張所長
		高岡出張所長
		本庄出張所長
気象庁	宮崎地方気象台	防災管理官
財務省	九州財務局 宮崎財務事務所	管財課長
農林水産省	九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁	九州森林管理局 宮崎森林管理署	総括治山技術官
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課長補佐
	県土整備部	河川課長補佐
		砂防課長補佐
		都市計画課長補佐
	宮崎土木事務所	河川砂防・都市公園課長
	都城土木事務所	河川砂防課長
	小林土木事務所	河川砂防課長
	高岡土木事務所	工務課長
	中部農林振興局	農村計画課長
		農村整備課長
		林務課長
	北諸県農林振興局	農村計画課長
		農村整備課長
		林務課長
	西諸県農林振興局	農村計画課長
		農村整備課長
		林務課長
鹿児島県	危機管理防災局	災害対策課長補佐
	土木部	河川課技術補佐
		砂防課技術補佐
	環境林務部	森づくり推進課技術補佐
	大隅地域振興局建設部	河川港湾課長
		林務水産課長
		農村整備課長
熊本県	土木部	河川課長補佐
	球磨地域振興局	工務第一課長

大淀川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名	役 職
宮崎市	危機管理課長
	土木課長
	都市計画課長
	農村整備課長
	建築行政課長
	森林水産課長
	下水道整備課長
	高岡総合支所 農林建設課長
都城市	危機管理課長
	維持管理課長
	下水道課長
小林市	危機管理課長
	建設課長
曾於市	総務課長
	建設課長
三股町	総務課長
	都市整備課長
高原町	総務課長
	建設水道課長
国富町	総務課長
	都市建設課長
綾町	総務税政課長
	建設課長
多良木町	建設課長
	危機管理防災課長
森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	主幹

○オブザーバー

宮崎県 農村計画課	計画調整担当主幹
宮崎県 農村整備課	農村整備担当主幹
宮崎県 自然環境課	治山担当主幹
宮崎県 森林経営課	森林整備担当主幹

○事務局

宮崎河川国道事務所	調査第一課
宮崎県	県土整備部 河川課
鹿児島県	土木部 河川課
熊本県	土木部 河川課

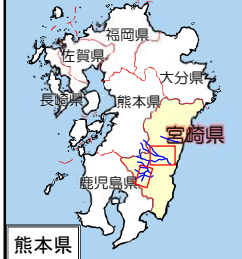
大淀川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

資料－2

○大淀川は、上流部・下流部にて人口・資産の集中する市街部を貫流しており、ひとたび氾濫すると被害が甚大となる洪水特性を有している。洪水特性を踏まえ河道掘削や遊水地整備、岩瀬ダム再生事業などの事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、戦後最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水を安全に流すとともに、あらゆる関係者の協働により流域における浸水被害の軽減を図る。

【位置図】



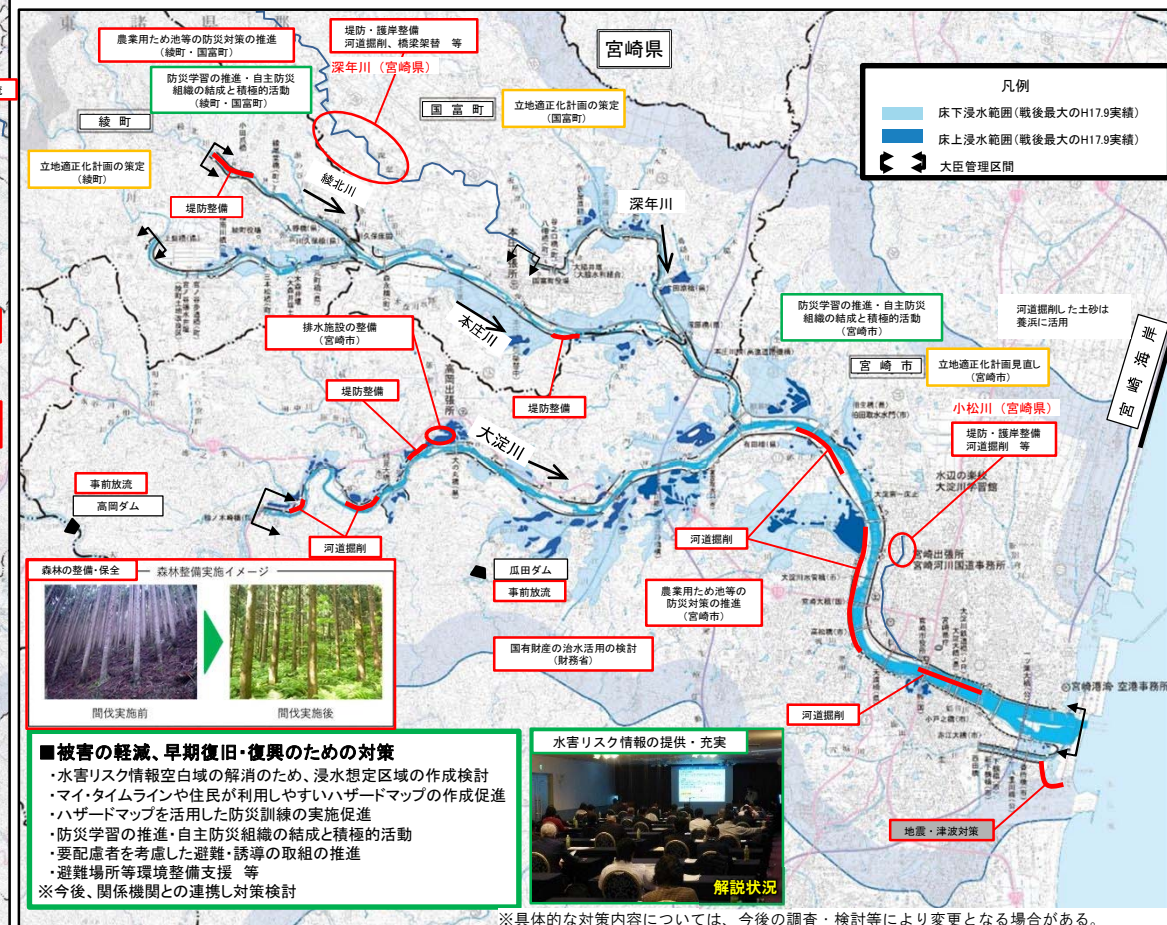
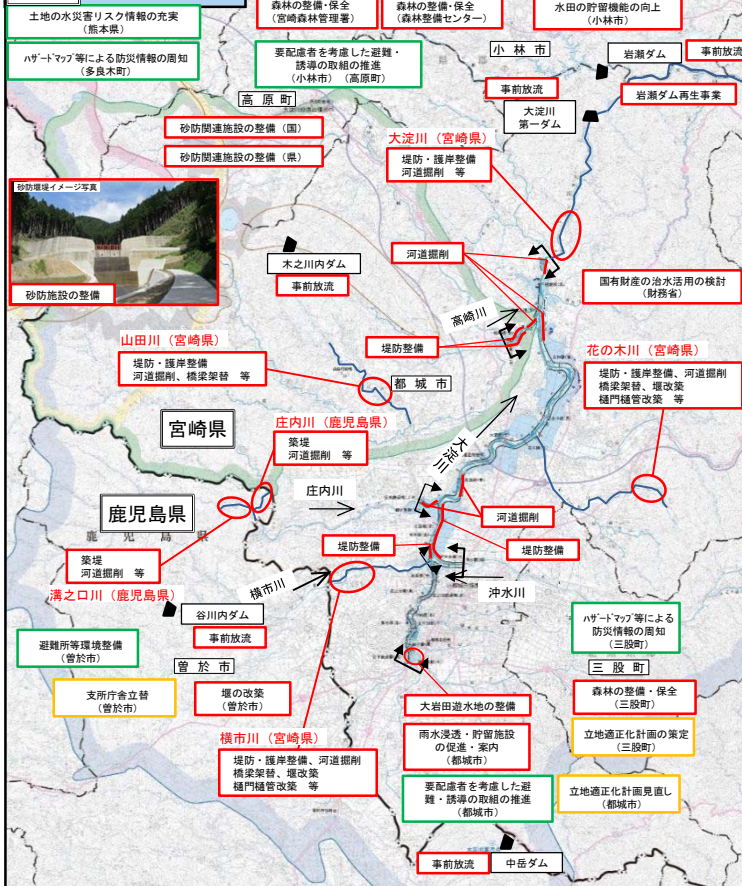
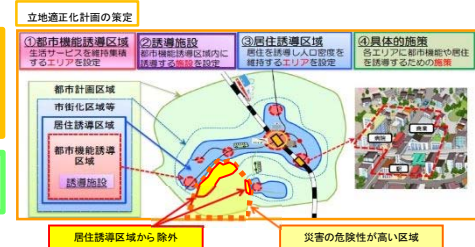
■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防・護岸整備、遊水地の整備、岩瀬ダム再生事業 等
- ・砂防関係施設の整備
- ・内水氾濫対策(下水道等の排水施設の整備)
- ・流域の雨水貯留機能の向上(水田の貯留機能の向上、農業用ため池等の防災対策の推進、雨水浸透・雨水貯留施設の設置促進・案内、国有財産の治水活用の検討 等)
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:宮崎県、宮崎市、都城市、曾於市、志布志市、九州電力、土地改良区など)

■被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

●グリーンインフラの取り組み 詳細次ページ



■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消のため、浸水想定区域の作成検討
 - ・マイ・タイムラインや住民が利用しやすいハザードマップの作成促進
 - ・ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進
 - ・防災学習の推進・自主防災組織の結成と積極的活動
 - ・要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進
 - ・避難場所等環境整備支援 等
- ※今後、関係機関との連携し対策検討



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

大淀川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

- 大淀川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
- 【短期】資産の集中する大淀川下流の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため河道掘削により流下能力向上を図る、上流においては遊水地整備を行い治水安全度の向上を図る。さらに立地適正化計画による水害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫を実施し被害の減少を目指す。
- 【中期】下流整備が完了した後、中流部の掘削・下流遊水地整備により上流の受け皿確保とともに支川築堤、岩瀬ダム再生事業等の実施により安全度向上を図る。
- 【中長期】上下流バランス等を踏まえながら、上流部の引堤や遊水地整備、堰改築等の実施により流域全体の安全度向上を図るとともに、雨水浸透・雨水貯留施設の設置促進・案内による内水氾濫対策や避難体制の強化を進め、流域内の被害軽減を目指す。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、遊水地整備、岩瀬ダム再生事業、橋梁架替、堰改築等	国交省、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、小林市、曽於市、三股町、国富町、綾町、多良木町	河道掘削・堤防整備		
			上流遊水地整備	遊水地整備	
			岩瀬ダム再生事業		
			堰・樋門樋管改築・橋梁架替		
	砂防関係施設の整備	国交省、宮崎県、鹿児島県	直轄事業における砂防関係施設の整備		
			いのちとくらしを守る土砂災害対策の推進		
被害対象を減少させるための対策	内水氾濫対策	国交省、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、小林市	排水施設の整備等		
	流水の貯留機能の拡大	ダム管理者	利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施、体制構築		
	森林の整備・保全 治山施設の整備	宮崎森林管理署、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、小林市、曽於市、三股町、国富町、綾町、森林整備センター	防災・保水機能を発揮させる森林整備、水源林の保全 治山施設整備による土砂流出抑制対策		
	流域の雨水貯留機能の向上	財務省、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、小林市、国富町、綾町	水田の貯留機能の向上、農業用ため池の防災対策の推進 雨水浸透・雨水貯留施設の設置促進・案内、国有財産の治水活用の検討 等		
	被害対象を減少させるための対策	宮崎市、都城市、曽於市、三股町、国富町、綾町	土地利用誘導ガイドライン見直し		
			立地適正化計画の策定・見直し 等		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	宮崎県、鹿児島県、熊本県	洪水浸水想定図の作成・データ提供 等		
	避難体制等の強化	国交省、気象台、宮崎県、鹿児島県、熊本県、宮崎市、都城市、小林市、曽於市、三股町、高原町、国富町、綾町、多良木町	危機管理型水位計設置 簡易型河川監視カメラ設置		
			安全な避難路整備		
			公共施設、ライフライン等の機能維持対策 出前講座・防災学習の実施 ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進、要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進 等		
グリーンインフラの取組	治水対策における多自然川づくり	国交省、宮崎県、鹿児島県	生息・生育・繁殖環境の保全、河畔林の保全、縦横断の連続性確保、湿地環境の創出		
	魅力ある水辺空間・賑わい創出	国交省、都城市、国富町、綾町 他	木匠川かわまちづくり、都城地区かわまちづくり	継続的にモニタリング	
	自然環境が有する多様な機能活用の取組み	国交省、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、小林市、曽於市、三股町、高原町、国富町、綾町	雨水貯留や調整池等を公園などへ活用		
			河川協力団体等による大淀川の素材を活かした環境学習等の推進		
			河川協力団体等と協働した水辺の賑わい創出（大淀川リビング）		
			清流ルネッサンスⅡ等による水質保全・向上への取組推進 水田の活用（田んぼダム）、ため池の活用等による多様な生態系の保全 景勝地等の保全		

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

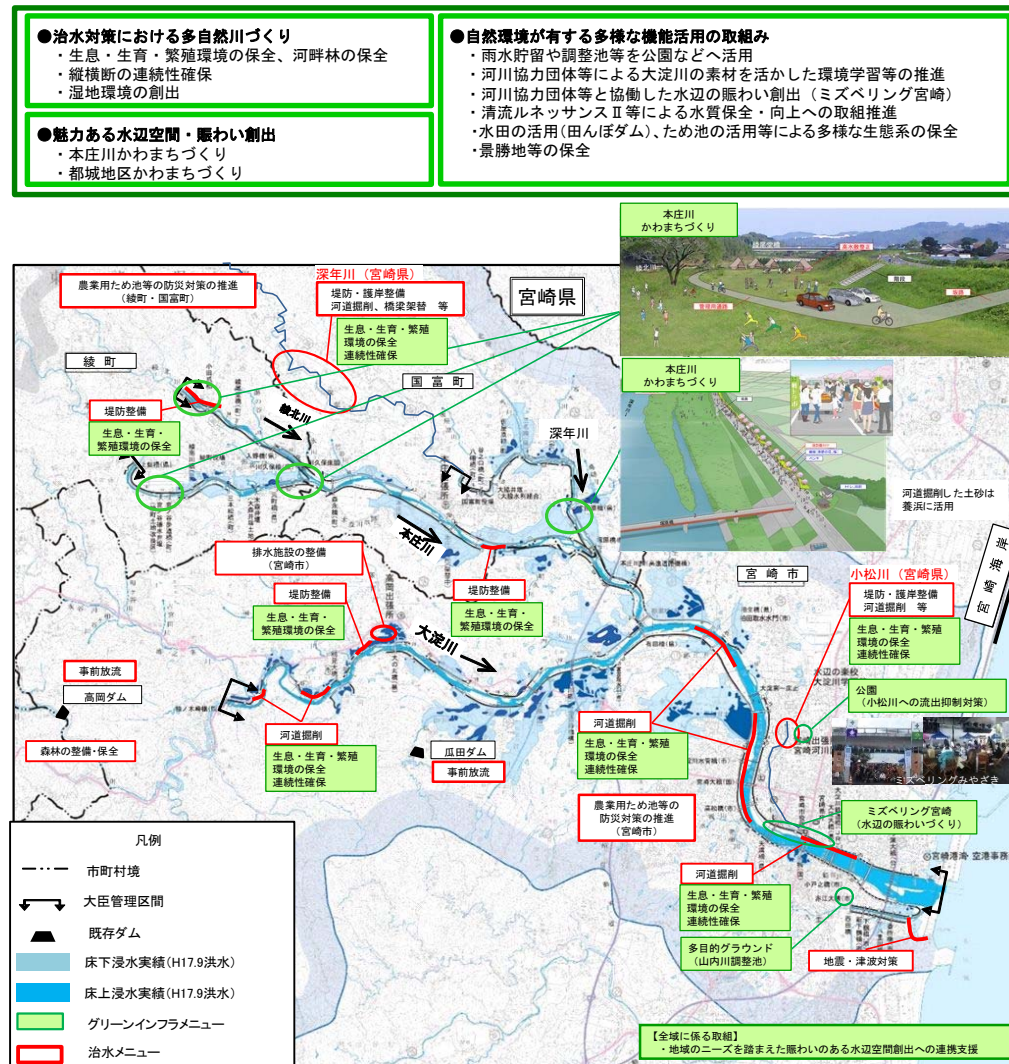
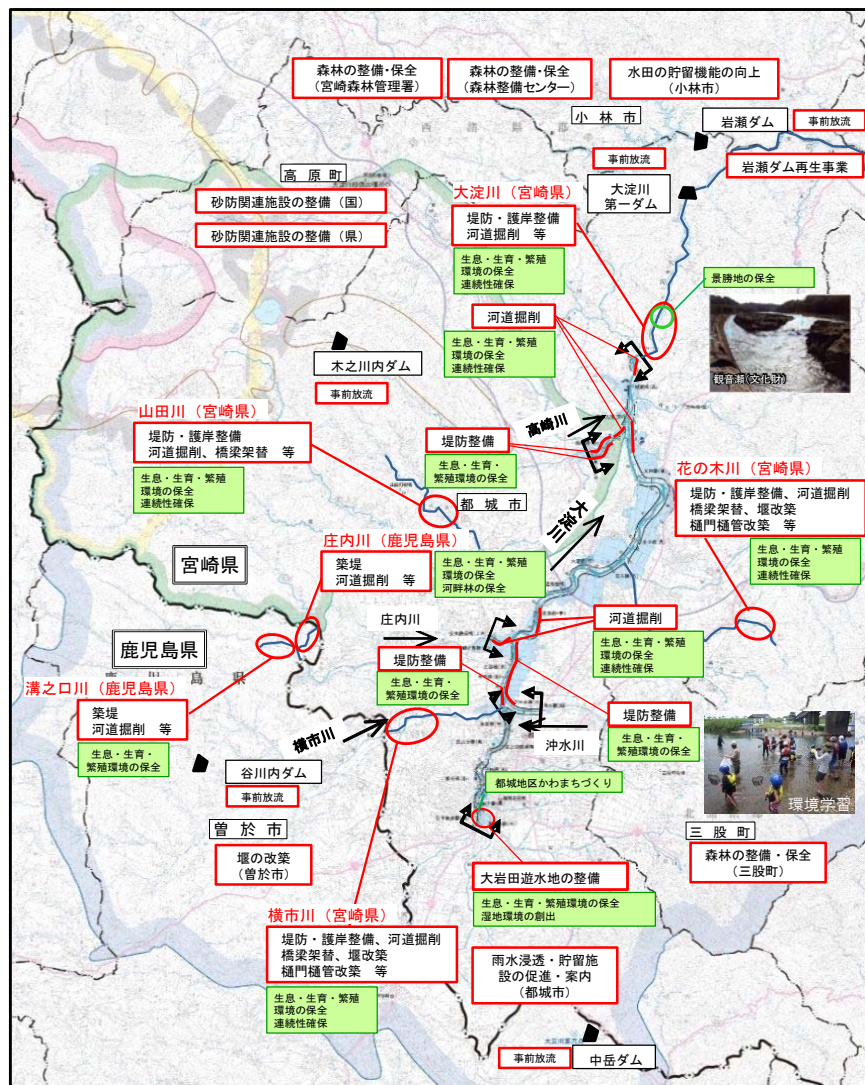
気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

- 河川対策（約1,183億円）
- 砂防対策（約100億円）
- 下水道対策（約69億円）

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

○ 大淀川下流部の汽水域にはコアマモ群落が分布し、日本固有種であるアカメの生息環境となっており、最大支川の本庄川流域には九州中央山地国定公園内の照葉樹林帯に代表される大淀川流域の良好な自然環境が多く存在しています。また、「観光宮崎」のシンボリックな河川でもある大淀川の良好な河川景観の維持・形成を図り、流域の財産として次世代に引き継いでいく必要があります。

○ 水辺での交流、癒しや賑わいのある空間を創出することで、国富町、綾町が連携したまちづくり（観光資源、集客）に寄与できるよう本庄川かわまちづくりを今後概ね6年間で整備を進め、多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進する。



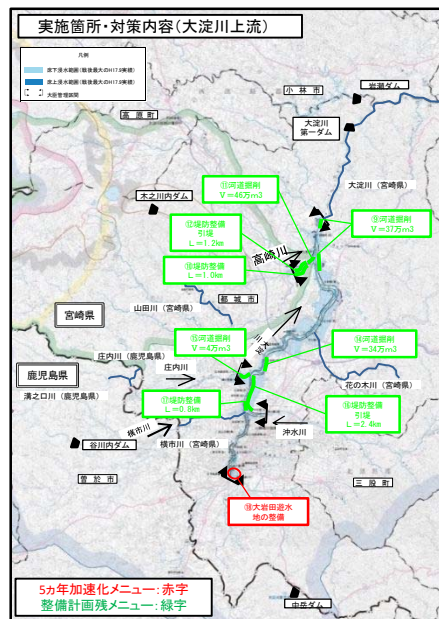
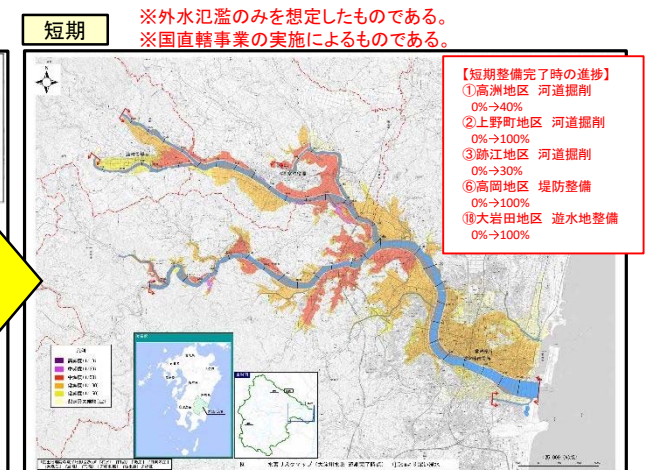
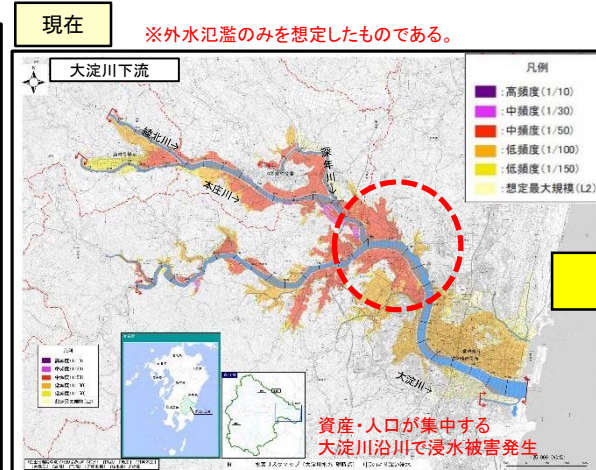
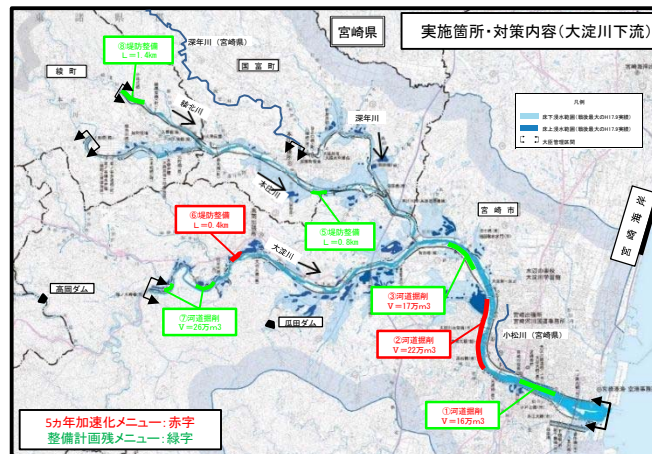
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

大淀川水系流域治水プロジェクト【事業効果（国直轄区間）の見える化】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

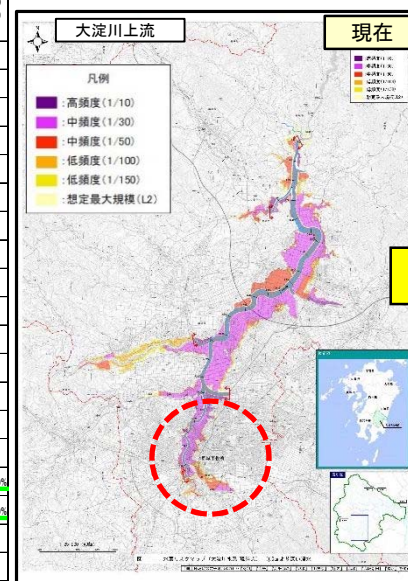
大淀川下流部の河道掘削により宮崎市街部の8k000付近では、戦後最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水に対してHWL以下で流下させることが可能となる。
また、大淀川上流部では、上流遊水地が整備されることで、都城市街地の治水安全度が向上される。

短期整備（5カ年加速化対策）効果：河川整備率【集計中】

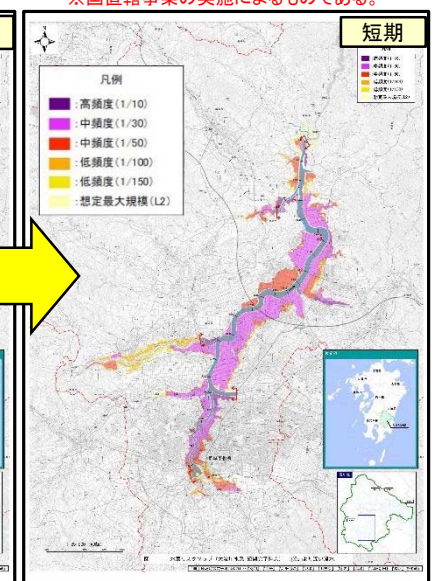


区分	区間	対策内容	当年度(短期) (R3年度～R7年度) 下流部 1/40～1/70 上流部 1/20～1/20			～20年(中期) (R8年度～R21年度) 下流部 1/65～1/90 上流部 1/20			～30年(中長期) (R22年度～R27年度) 下流部 1/65～1/90 上流部 1/30		
			計画	整備率	整備率	計画	整備率	整備率	計画	整備率	整備率
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	①地区 (高洲)	河道掘削	R3	40%	100%						
	②地区 (上野町)	河道掘削		100%							
	③地区 (跡江)	河道掘削		30%	100%						
	④遊水地整備 (下流)	遊水地整備			100%						
	⑤地区 (高岡)	堤防整備			100%						
	⑥地区 (高岡)	堤防整備		100%							
	⑦地区 (浦之)	河道掘削			100%						
	⑧地区 (北麓)	堤防整備			100%						
	⑨地区 (高城)	河道掘削			100%						
	⑩地区 (岩瀬)	堤防整備			100%						
	⑪地区 (岩瀬)	河道掘削			100%						
	⑫地区 (高城)	引堤			100%						
	⑬遊水地整備 (上流)	遊水地整備			100%						
	⑭地区 (金田)	河道掘削			100%						
	⑮地区 (野々美)	河道掘削			100%						
	⑯地区 (金田)	引堤			100%						
	⑰地区 (乙房)	堤防整備			100%						
	⑱遊水地整備 (大岩田)	遊水地整備		100%							
	⑲岩瀬ダム	再生事業			100%						

※外水氾濫のみを想定したものである。



※外水氾濫のみを想定したものである。
※国直轄事業の実施によるものである。



※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には
浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

宮崎市街部における河道掘削状況(国)



大淀川下流部の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため河道掘削により流下能力の向上を図る。

流域の雨水貯留機能の向上(国富町)



森林整備事業(民有林) 植栽 34.09ha

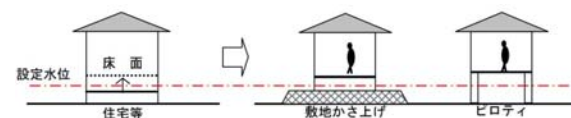
被害対象を減少させるための対策

災害危険区域指定(宮崎市)



【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等 ②「病室」を持つ病院、診療所 ③「寝室」を持つ児童福祉施設	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。 ((②③は建築構造の制限あり)) ・建築に際しては、市長認定を要する。



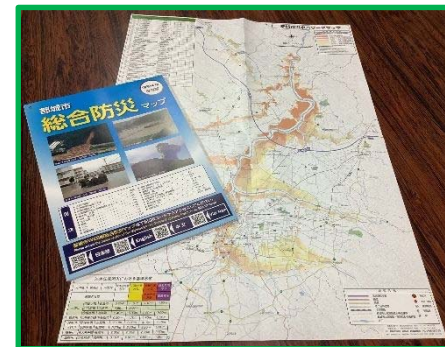
・平成17年の台風14号により、家屋等の基大な浸水被害を受けたことから、建築基準法の規定に基づく「宮崎市災害危険区域に関する条例」を定めて、出水による危険の著しい地域を「災害危険区域」に指定。
・区域内の建築行為について、床面高さ、建築構造等を制限。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

HPや総合防災マップによる防災情報の周知(都城市)

●前回、「都城市総合防災マップ」(A4判冊子)を平成29年4月に作成して以降、新たに公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域や新たに指定された土砂災害警戒区域等を反映し、市民が災害に日頃から備えることができるよう令和3年度に見直しを行った。

また、洪水浸水想定区域をおおまかに把握できるように、「都城市洪水ハザードマップ」(A2判1枚地図)を新たに作成した。



●4か国語(日本語、英語、中国語、ベトナム語)対応の「WEB版防災マップ」の導入も行った。

●「都城市総合防災マップ」及び「洪水ハザードマップ」を住民基本台帳登録世帯に対し、郵送で配布することで、防災情報の周知に努めた。

グリーンインフラが必要な背景

- 成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きており、グリーンインフラ※の取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが必要となってきました。
- 一方で、人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となっており、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの取組を通じて、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めることが重要です。

※グリーンインフラストラクチャー（GreenInfrastructure）の略

グリーンインフラの位置づけ

国土形成計画（平成27年8月閣議決定）、第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）から、グリーンインフラ推進により対応すべき課題は、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「生活の質の向上」「人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成」とされている。

＜グリーンインフラの推進が記載されている箇所＞

国土形成計画
（平成27年8月閣議決定）



国土の適切な管理による
安全・安心で持続可能な国土の形成

第4次社会資本整備重点計画
（平成27年9月閣議決定）



生活の質の向上
人口減少・高齢化に対応した
持続可能な社会の形成

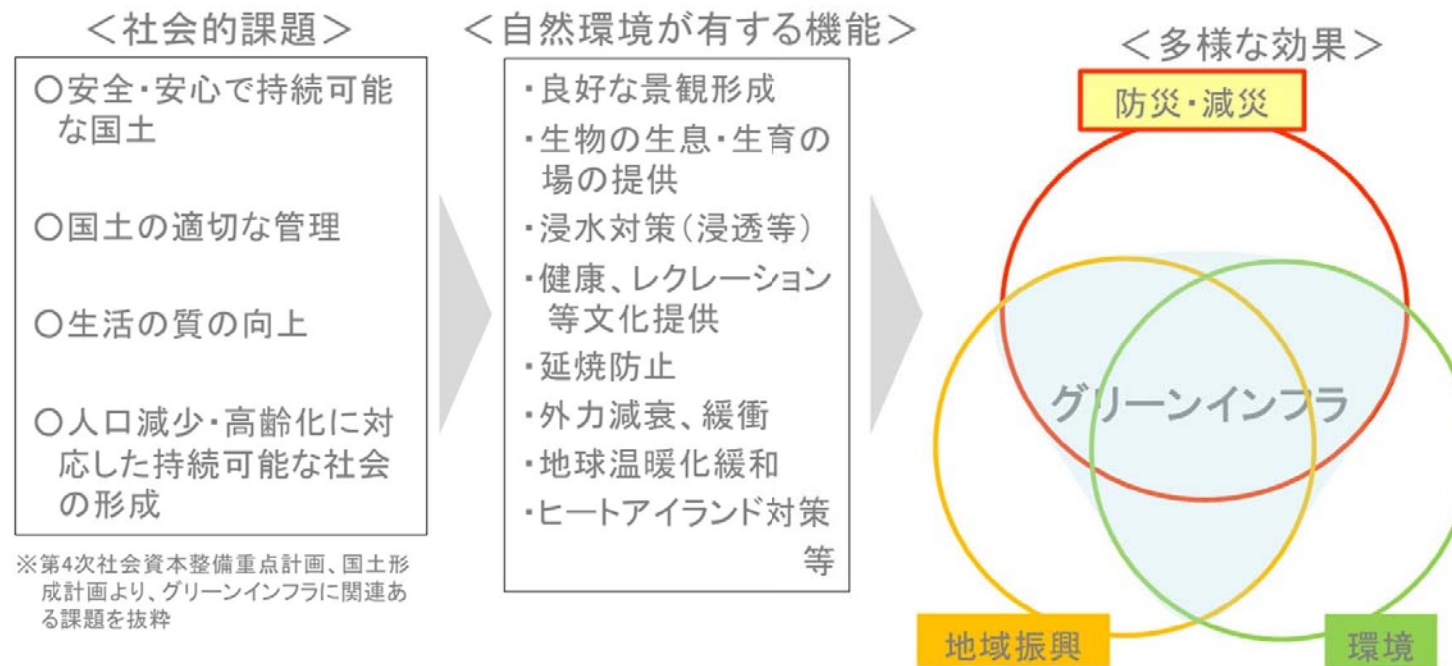
グリーンインフラの推進により、「**国土の適切な管理**」「**安全・安心で持続可能な国土**」
「**人口減少・高齢化に対応した持続可能な地域社会の形成**」への対応が必要

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）**を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。

国土形成計画（平成27年8月閣議決定）

グリーンインフラとは？

- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み
- 自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、グリーンインフラの趣旨に合致



防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

これまでと同じでは？

- 従来の社会資本整備事業や土地利用の取組では、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組を既に実施している。
- ↓
- これまで、これらを「グリーンインフラ」と称していない。
- ↓
- 河川、海岸等幅広い分野で、社会資本整備事業や土地利用に求められる効果を発現させるため、自然環境が有する機能について、地域とのコミュニケーションを図りつつ、活かしている。

流域治水プロジェクトとの関係は？

- 令和2年7月 社会資本整備審議会 答申（抜粋）
「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～
 - 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていく グリーンインフラの概念を取り入れつつ、流域治水を進めるべきである。
 - 流域保水・遊水機能の保全・再生や耕作放棄地を含む水田・農地の活用・保全は生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出に有効に機能すると同時に、治水対策としても有効である場合がある。
 - 流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していくべきである。
 - 災害復旧・復興の際に、気候変動の影響を考慮することに加え、生態系ネットワーク等に配慮し、場が持つ多面的機能の発揮も意識し水災害対策を進めることが望ましい。
- 令和3年4月 衆議院 国交委員会 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（抜粋）
 - 流域治水の取り組みにおいては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 令和3年4月 参議院 国交委員会 参考人質疑
地域の誇り・魅力になるような施策と治水を連携していくことが大事。治水は負のものをゼロにするものだが、グリーンインフラやコンパクトシティなどプラスのものと結んでいくことが重要。

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

宮崎森林管理署

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

治山ダムによる溪床勾配安定 R3



山腹崩壊地の復旧 R3



適正な森林整備(保育間伐) R3



令和3年度

国有林内に
おける森林整備・
治山対策

植栽 124 ha

下刈 260 ha

除伐 59 ha

保育間伐 625 ha

林道(新設) 419 m

(改良) 138 m

谷止工 2 基

山腹工 2 箇所

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

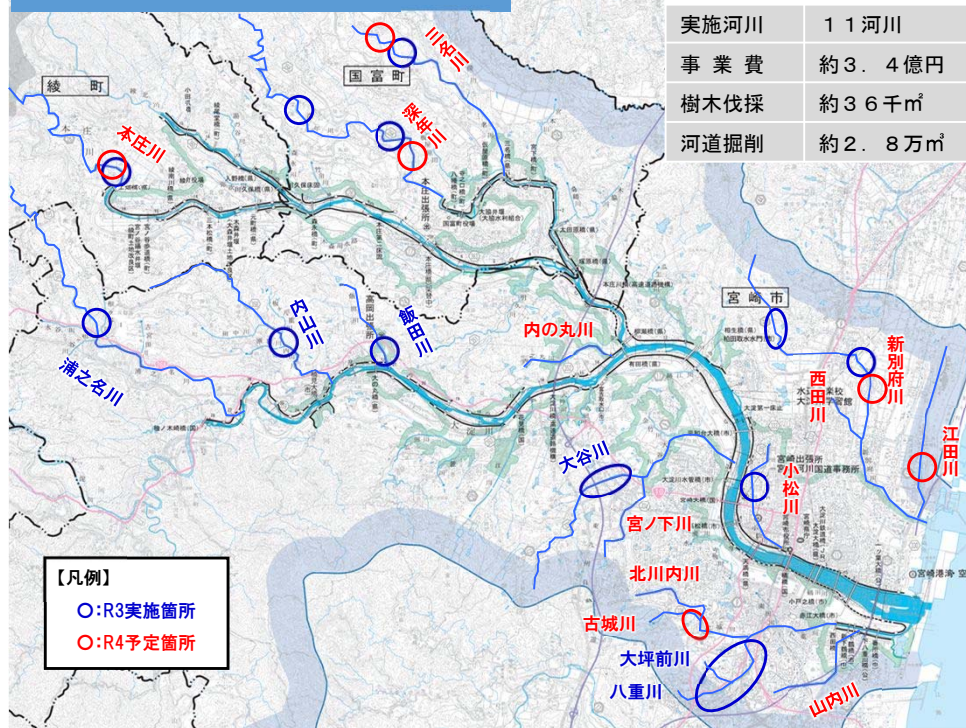
個別避難計画
集計中

宮崎県

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 土砂堆積等による流下阻害で洪水氾濫が生じないよう、樹木伐採や河道掘削を実施している。
- 次年度以降も、他の河川も含め5か年加速化対策において引き続き実施していく。

大淀川水系下流域：実施・予定箇所



R3年度実績

実施河川	11 河川
事業費	約3.4億円
樹木伐採	約36千㎡
河道掘削	約2.8万㎡

対象河川	市町	地区名等	対象河川	市町	地区名等
八重川	宮崎	加納	浦之名川	高岡	浦之名
大谷川	宮崎	浮田	三名川	国富	星ヶ平
新別府川	宮崎	新別府ほか	深年川	国富	深年
江田川	宮崎	阿波岐原	深年川	国富	須志田橋上流
古城川	宮崎	古城	本庄川	綾	入野
飯田川	高岡	飯田	ほか6河川		
内山川	高岡	五町			

三名川

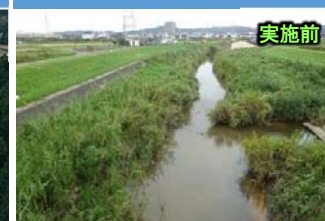


実施前



実施後

新別府川



実施前



実施後

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

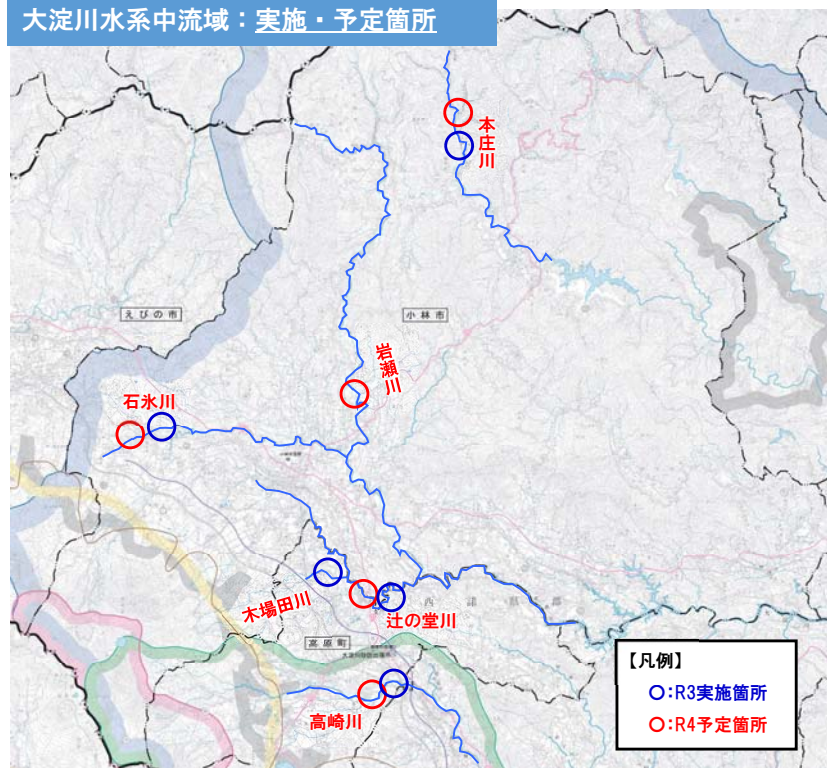
個別避難計画
集計中

宮崎県

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○土砂堆積等による流下阻害で洪水氾濫が生じないよう、樹木伐採や河道掘削を実施している。
○次年度以降も、他の河川も含め5か年加速化対策において引き続き実施していく。

大淀川水系中流域：実施・予定箇所



高崎川



高崎川



対象河川	市町	地区名等
石氷川	小林	南西方地区
岩瀬川	小林	水流迫地区
本庄川	小林	須木鳥田町地区
木場田川	高原	広原地区
辻の堂川	高原	広原地区
高崎川	高原	蒲牟田地区

R 3 年度実績

実施河川	5 河川
事業費	約 0.9 億円
樹木伐採	約 4 千 m ²
河道掘削	約 1.2 万 m ³

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

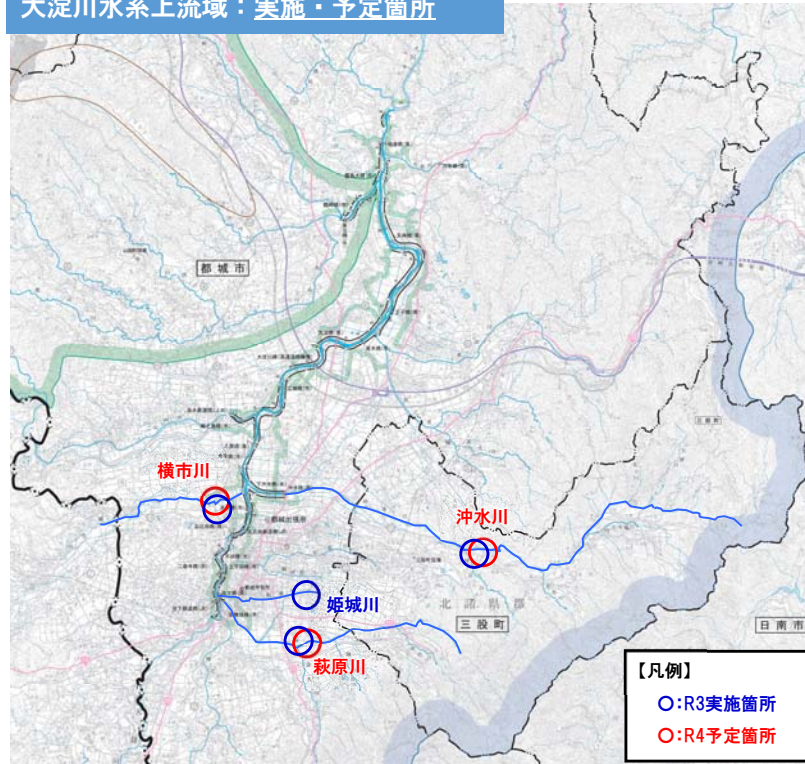
個別避難計画
集計中

宮崎県

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 土砂堆積等による流下阻害で洪水氾濫が生じないように、樹木伐採や河道掘削を実施している。
- 次年度以降も、他の河川も含め5か年加速化対策において引き続き実施していく。

大淀川水系上流域：実施・予定箇所



対象河川	市町	地区名等
沖水川	三股	梶山地区
萩原川	都城	安久地区
横市川	都城	志比田地区
姫城川	都城	上長飯地区

萩原川【実施前】



萩原川【実施後】



R3年度実績

実施河川	4河川	樹木伐採	約2千㎡
事業費	約1.5億円	河道掘削	約3.4万㎡

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

宮崎県

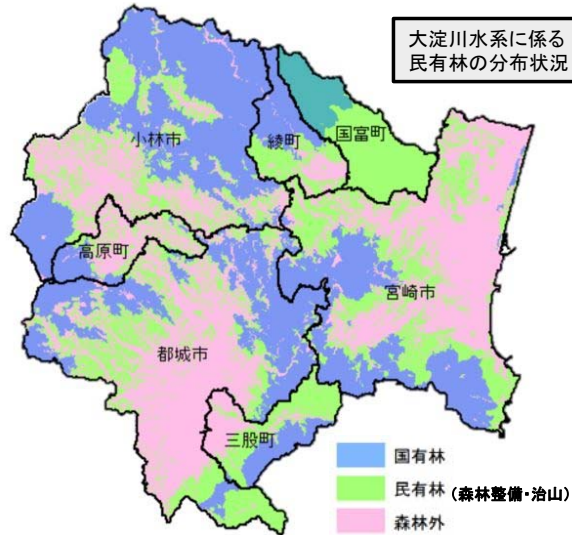
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川上流域(民有林)における防災・保水機能を発揮させる森林整備・治山対策

【事業名】 森林整備事業・治山事業

【取組状況】 再造林、保育(下刈り、間伐等)、
治山ダム、山腹工等

大淀川水系に係る
民有林の分布状況



荒廃森林(裸地化)



実施前

樹木成長 下層植生繁茂



実施後

山腹工による土砂流出防止対策



着手前



完成

【大淀川流域の森林の状況】

(宮崎市、国富町、綾町、郡城市、三股町、
小林市、高原町)

森林面積: 140,287ha

国有林: 78,567ha

民有林: 61,720ha

【大淀川流域の森林整備の実施状況】

(令和2年度)

再造林: 512ha 治山施工

下刈り: 1,762ha 14箇所

除間伐: 684ha

【流域治水への事業効果等】

(保水機能効果)

荒廃した人工林を間伐することにより、
土壌の孔隙量が増え、保水機能が向上する。

(防災・減災効果)

間伐等の適切な森林整備により、下層植生が
繁茂し、降雨に伴う土砂流出を抑制するほか、
流木の流出等による被害を防止する。

伐採後の速やかな再造林により、裸地化によ
る水土保全機能の低下を防止する。

治山ダムや山腹工により土砂や流木等の流出
を防止するとともに保安林の整備により、森林の
水源涵養機能や洪水緩和機能等を発揮させる。

流木及び土砂を捕捉した治山ダム

保安林整備による根系発達

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

整備率
集計中

集計中

集計中

集計中

洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

下流域

浦ノ田川-2、南割付川

綾町

国富町

崎ノ田谷川

寺崎川

国富町

宮崎市

春田谷2・3・4

上北方谷1

同町事務所

往北海等 1200m

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

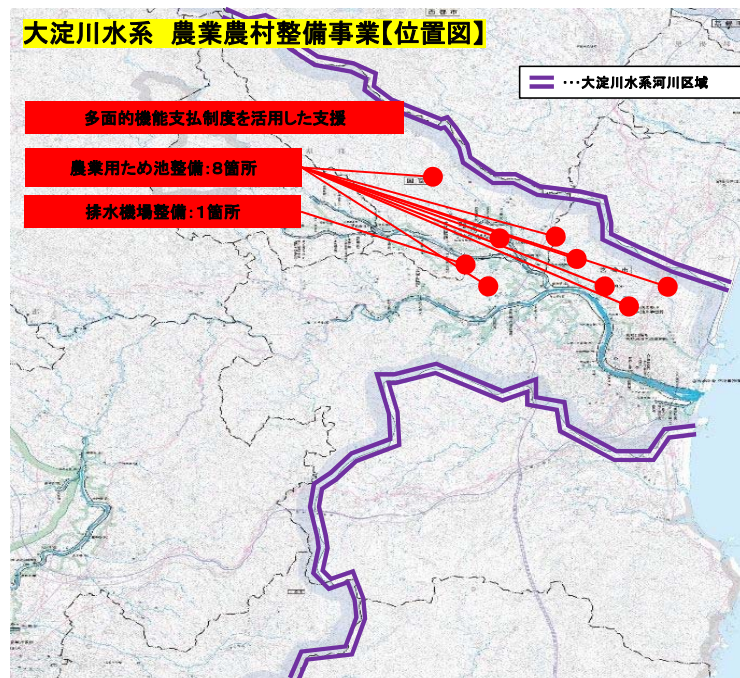
宮崎県(中部農林振興局)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

農業農村整備事業を計画的に実施し、農業の多面的機能を発揮

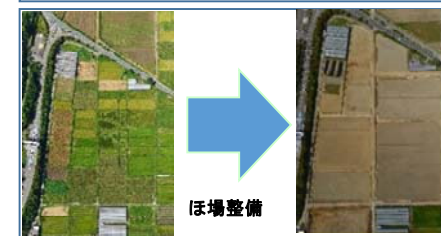
- ほ場整備により農地の区画拡大を実施する中で排水樹(ます)や排水路を整備し、水田がもつ貯留機能を向上
- 農業用ため池の改修や耐震化を図ることで下流域の被害を軽減
- 排水機場施設の新設又は更新することで、周辺地域の湛水被害を軽減

大淀川水系 農業農村整備事業【位置図】



実施内容	受益面積	地区名	備考
農業用ため池整備	184.5ha	仁庄屋 外7地区	H27～
湛水防除	33.3ha	嵐田	H24～R3

(※R3みやぎの農業農村整備事業等の概要他より)



大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

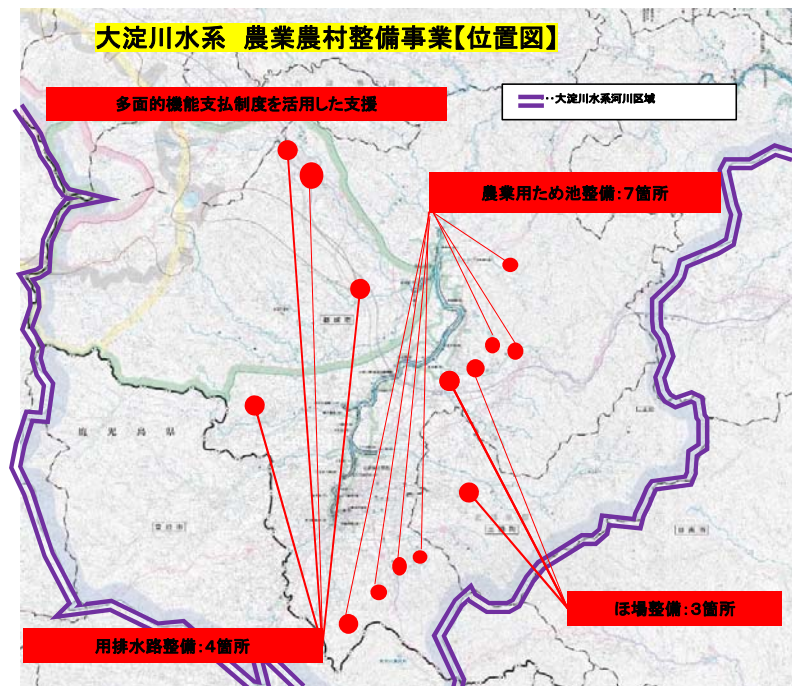


宮崎県(北諸県農林振興局)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

農業農村整備事業を計画的に実施し、農業の多面的機能を発揮

- ほ場整備により農地の区画拡大を実施する中で排水桝(ます)や排水路を整備し、水田がもつ貯留機能を向上
- 排水路を整備することで山腹からの雨水をスムーズに排水し、周辺地域の被害を軽減
- 農業用ため池の改修や耐震化を図ることで、下流域の湛水被害を軽減



実施内容	受益面積	地区名	備考
ほ場整備	174.0ha	高木古田第1 外2地区	R4～
用排水路整備	422.0ha	割付 外3地区	H25～
農業用ため池整備	142.2ha	長谷谷 外6地区	R6～

(※R3事業管理計画より)



大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

宮崎市土木課

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

着工前



完了



準用河川:産母川
施工延長:64.0m

宮崎市土木課

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

着工前



完了



準用河川:前溝川
施工延長:450.0m

宮崎市森林水産課

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

森林の適正管理(間伐・植林)への支援



間伐・植林に要する経費の一部を補助し、森林所有者の負担の軽減を図っています。

令和3年度予算
500万円

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

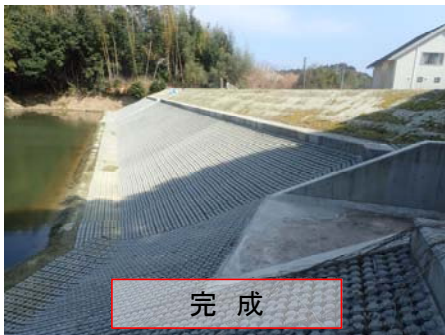
宮崎市農村整備課

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

農業用ため池等の防災対策



整備前



完成

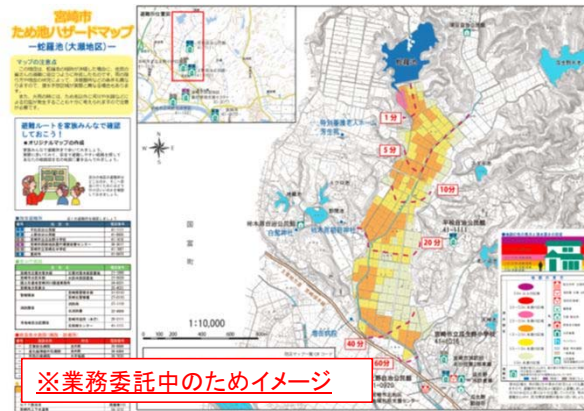
◎ため池整備

- ・整備数 2箇所
(うち大淀川水系 1箇所)

宮崎市農村整備課

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

農業用ため池等の防災対策



※業務委託中のためイメージ

【ため池ハザードマップの作成・周知】

<作成>

- ◎目標 防災重点ため池 197箇所
- ・既作成数 192箇所
- ・R3年度作成数 5箇所 **※完了**
(うち大淀川水系 1箇所)

<周知>

- ・管理者・自治会等への説明
- ・宮崎市HPへの掲載

※業務委託中のため予定

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備率



整備率
集計中

農地・農業用施設の活用



集計中

流出抑制対策の実施



集計中

山地の保水機能向上・
土砂・流木対策



集計中

立地適正化計画における
防災指針の作成



集計中

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定
集計中

内水浸水想定
集計中

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保計画
集計中

個別避難計画
集計中

宮崎県

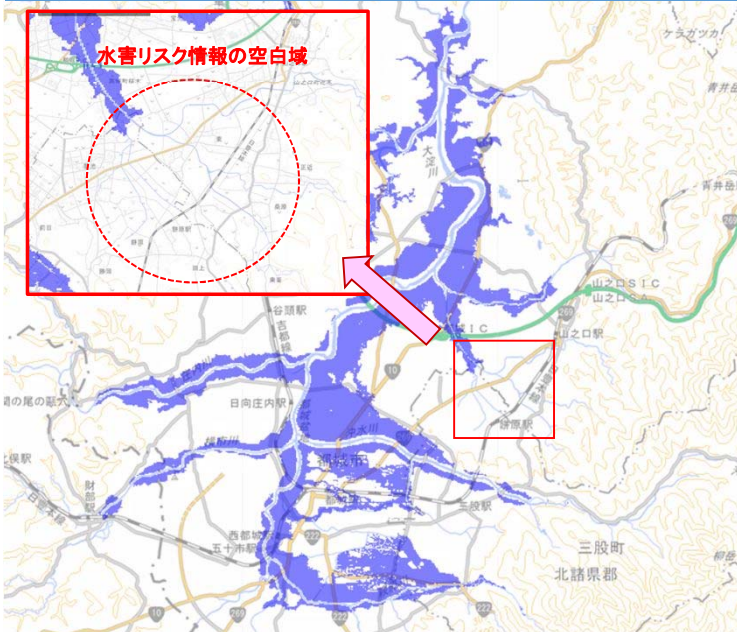
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

未策定区間の浸水想定区域図作成

○洪水浸水想定区域図の未作成河川について、令和7年度までに浸水想定区域図を作成し、水害リスク情報空白域を解消していく。

○作成した洪水浸水想定区域図データを提供する。

大淀川流域 上流域



大淀川流域 下流域



大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～



宮崎県

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

要配慮者利用施設管理者を対象とした避難確保計画作成に係る支援の取組み

- 要配慮者利用施設管理者への支援として、県関係各課職員等が講師となり、避難確保計画作成に係る講習会（オンライン方式）を開催。（令和3年11月：県内全域を対象、271施設が参加）
- 講習会では、法改正内容や水害・土砂災害リスク等の避難確保計画作成の必要性や、避難確保計画作成のポイント等について、詳しく解説した。

開催状況(R3.11.15)



宮崎県

要配慮者利用施設の 避難確保計画作成に係る講習会

日時 令和3年11月15日（月） 14:00～16:00
オンライン方式

説明資料（抜粋）

2. 水防法について ～法改正の経緯～

平成27年 水防法の改正

- 想定最大規模の水害・雨水出水・高潮の浸水想定区域図の作成（区域特定、公表）
- 宮崎県内 国土交通省：13河川 宮崎県：35河川

平成29年 水防法の改正

- 介護老人保健施設で入居者が亡くなる被害が発生
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者に十分理解されていない
- 水害に対する避難確保計画の作成や避難訓練が十分に実施されていない

令和3年 水防法の改正

- 中小河川の洪水浸水想定区域の作成（宮崎県管理河川：47.6河川）
- 避難の実効性を確保する
- 施設管理者は、市町村に避難訓練の報告を義務化
- 市町村は、施設管理者へ助言・助言

2. 施設周辺の水害リスクを確認する

■洪水時の想定浸水深が表示されます。

■想定される浸水深が表示されます。

浸水深：0.5m（100年一遇） 浸水深：1.0m（50年一遇） 浸水深：1.5m（20年一遇） 浸水深：2.0m（10年一遇） 浸水深：2.5m（5年一遇） 浸水深：3.0m（2年一遇）

【別紙1】避難経路図【どこに避難するか】を考える

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの「立ち寄り避難を基本」としよう。
- 立寄り避難を検討し、避難する方が利用者等の命に即ち危険を及ぼさないか判断する場合は、屋内安全確保（上層への避難）等、命が助かる可能性の高い避難行動を検討して下さい。

留意事項

- 浸水が継続することにより、避難生活が長期化する可能性も念頭に考えよう。（屋内安全確保時に、期待どおりに実施出来ず危険な状況もあり得る。）
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる「提携先の施設や知り合いの施設など」は有力な候補となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の安全性を確認しながら考えよう

浸水範囲と浸水深 避難時間 避難経路等

変更のバードマップ 検索 宮崎県浸水想定区域 検索

避難行動について

立ち寄り避難：その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する水平避難。
屋内安全確保：屋内の2階以上の安全な場所へ移動し、屋内に留まることによる安全確保。
（※：避難行動に関するガイドライン（内閣府）を参照）

3. 各様式の目的と作成・検討時のポイント【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	お施設の目的を整理する	施設目的、避難確保計画（避難確保計画）を整理する	□
別紙1	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式2	自施設の目的を整理する	施設目的を整理し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式3	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式4	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式5	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式6	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式7	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式8	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式9	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式10	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式11	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
様式12	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
別紙2	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□
別紙3	避難先・避難経路を確認する	安全な場所を確認し、避難先とする施設を基本とする。必要な場合は、立寄り避難も検討する。	□

大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

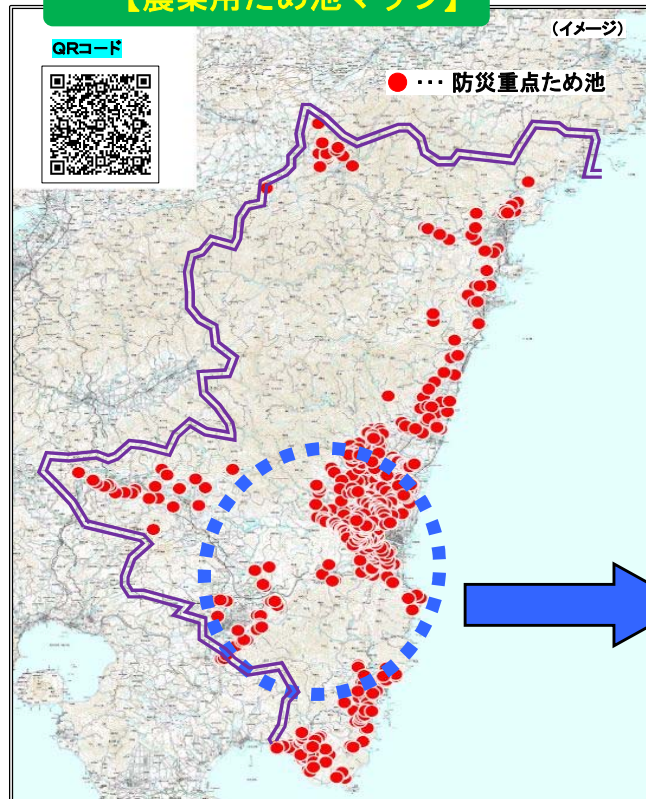


宮崎県

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

農業用ため池マップの公表

【農業用ため池マップ】



農業用ため池マップの公表について

【経緯】

今後のため池対策の進め方に基づく緊急時の迅速な避難行動につなげる対策のひとつとして、ため池の位置等を住民に知っていただくため、宮崎県内の防災重点ため池マップを作成。

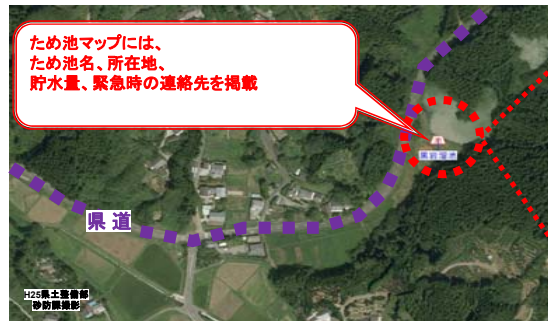
【防災重点ため池とは】

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

(令和3年4月末時点)

農業用ため池の総数	うち、防災重点ため池
657箇所	410箇所

ため池マップには、
ため池名、所在地、
貯水量、緊急時の連絡先を掲載



大淀川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～



気象庁

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

出前講座・防災学習の実施

気象庁 eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」改修版

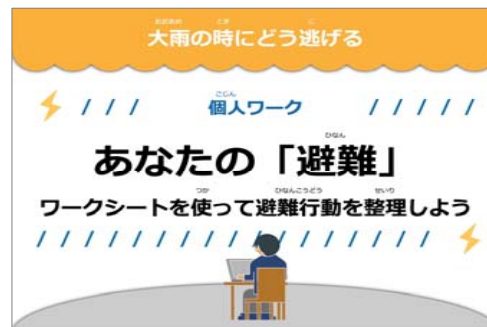
- 新しい生活様式での**オンライン学習**に対応(教材は気象庁HPで公開)
- **マイ・タイムライン**の事前学習に最適
- 個人学習だけでなく、自治会や学校などでも活用できる教材
- 難しく考えず、**気楽**に取り組むことが可能

アドレス
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-el/dounigeru.html>



「自らの命は自らが守る」
基本の知識を動画で学ぶ

約17分



自分の避難行動を
ワークシートに整理

約30分



みんなで意見交換して
自分の避難を再確認

約30～40分

1時間の学習にピッタリ

Web会議でも実施できます